

平成30年3月 議案概要書  
市議会定例会 (当初予算等分)

<議案>

A 予算案件 (21件)

1 一般会計

(1) 平成30年度富山市一般会計予算

ア 歳入歳出予算      イ 継続費      ウ 債務負担行為      エ 地方債

2 特別会計

(1) 平成30年度富山市公債管理特別会計予算

ア 歳入歳出予算      イ 地方債

(2) 平成30年度富山市駐車場事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算      イ 債務負担行為

(3) 平成30年度富山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算      イ 地方債

(4) 平成30年度富山市後期高齢者医療事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(5) 平成30年度富山市まちなか診療所事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(6) 平成30年度富山市介護保険事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(7) 平成30年度富山市国民健康保険事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(8) 平成30年度富山市企業団地造成事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

(9) 平成30年度富山市白樺ハイツ事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(10) 平成30年度富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(11) 平成30年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

(12) 平成30年度富山市競輪事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(13) 平成30年度富山市農業集落排水事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

(14) 平成30年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

(15) 平成30年度富山市軌道整備事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(16) 平成30年度富山市賃貸住宅・店舗事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

### 3 企業会計

(1) 平成30年度富山市水道事業会計予算

ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出

ウ 企業債

(2) 平成30年度富山市工業用水道事業会計予算

ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出

(3) 平成30年度富山市公共下水道事業会計予算

- ア 収益的収入及び支出      イ 資本的収入及び支出
- ウ 継続費                      エ 企業債

(4) 平成30年度富山市病院事業会計予算

- ア 収益的収入及び支出      イ 資本的収入及び支出
- ウ 企業債

## B 条例案件（35件）

1 富山市事務分掌条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 都市整備部の名称及び分掌事務の改正

- ア 名称                      「都市整備部」 → 「活力都市創造部」
- イ 分掌事務                「戦略的なまちづくり施策に関する事項」を追加

(2) 附則で富山市都市計画審議会条例及び富山市開発審査会条例の一部改正

「都市整備部」 → 「活力都市創造部」

(3) 施行期日 平成30年4月1日

2 富山市附属機関設置条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 富山市美術文化資料等収集審査会の廃止

(2) 施行期日 平成30年4月1日

3 富山市職員の退職手当支給条例等の一部を改正する条例制定の件

(1) 富山市職員の退職手当支給条例の一部改正

- ア 附則における調整率の引き下げ  
「100分の87」 → 「100分の83.7」

- イ 引用条文の改正

(2) 富山市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正

- ア 経過措置による調整率の引き下げ

勤続期間20年未満「100分の87」→「100分の83.7」  
 勤続期間20年以上「104分の87」→「104分の83.7」

(3) 施行期日 平成30年4月1日

4 富山市幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 保育料の改正

階層区分	階層認定の基準	保育料月額
第3階層	市町村民税の所得割課税世帯	9,000円

↓

階層区分	階層認定の基準		保育料月額
第3階層	市町村民税の所得	所得割額77,101円未満世帯	5,400円
第4階層	割課税世帯	所得割額77,101円以上世帯	9,000円

(2) その他規定の整備

(3) 施行期日 平成30年4月1日

5 富山市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 共生型障害福祉サービスに関する基準の新設

ア 居宅介護及び重度訪問介護における共生型障害福祉サービスの事業を行う指定訪問介護事業者に係る基準を追加する。

イ 生活介護における共生型障害福祉サービスの事業を行う指定児童発達支援事業者若しくは指定放課後等デイサービス事業者、指定通所介護事業者若しくは指定地域密着型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者に係る基準を追加する。

ウ 短期入所における共生型障害福祉サービスの事業を行う指定短期入所生活介護事業者若しくは指定介護予防短期入所生活介護事業者又は指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者に係る基準を追加する。

エ 自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）における共生型障害福祉サービスの事業を行う指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者に係る基準を追加する。

## （２）就労定着支援の創設に伴う基準の新設

### ア 基本方針

就労定着支援の事業は、利用者が自立した生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、一定期間、事業所での就労の継続を図るために必要な障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならないこととする。

### イ 実施主体

指定就労定着支援事業者は、過去３年間に於いて平均１人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならないこととする。

ウ ア、イに加え、人員、設備及び運営に関する基準を追加

## （３）自立生活援助の創設に伴う基準の新設

### ア 基本方針

自立生活援助の事業は、利用者が地域において自立した生活を営むことができるよう、定期的な巡回、訪問等により利用者の状況を把握し、必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援等の関係機関との連携の下で適切かつ効果的に行われるものでなければならないこととする。

### イ 実施主体

指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者でなければならないこととする。

ウ ア、イに加え、人員、設備及び運営に関する基準を追加

(4) 共同生活援助における日中サービス支援型指定共同生活援助の創設に伴う基準の新設

ア 基本方針

日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において自立した生活を営むことができるよう、共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならないこととする。

イ 実施主体

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該事業と同時に指定短期入所を行うものとする。

ウ ア、イに加え、人員、設備及び運営に関する基準を追加

(5) 生活介護、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）に係る基準の改正

指定生活介護事業者等は、障害者の職場への定着を促進するため、当該事業者が提供する指定生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならないこととする。

(6) 重度障害者等包括支援におけるサービス利用計画に係る基準の改正

ア 名称の改正

「重度障害者等包括支援サービス利用計画」

↓

「重度障害者等包括支援計画」

イ サービス利用計画の策定時における担当者会議の開催等の規定の削除

(7) 関係法令

ア 省令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法

律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）

（8）施行期日 平成30年4月1日

6 富山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

（1）設備に関する特例の廃止

指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、それぞれの支援を同一の施設において一体的に提供している場合には、指定障害児入所施設の設備に関する基準を満たすことをもって、指定障害者支援施設の設備に関する基準を満たしているものとみなす特例を廃止する。

（2）関係法令

ア 省令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）

（3）施行期日 平成30年4月1日

7 富山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

（1）生活介護事業者等は、障害者の職場への定着を促進するため、当該事業者が提供する生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならないこととする。

（2）就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならないこととする。

（3）関係法令

ア 省令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）

(4) 施行期日 平成30年4月1日

8 富山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(2) 関係法令

ア 省令 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）

(3) 施行期日 平成30年4月1日

9 富山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(2) 関係法令

ア 省令 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）

(3) 施行期日 平成30年4月1日

10 富山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(2) 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならないこととする。

(3) 関係法令

ア 省令 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11

年厚生省令第46号)

(4) 施行期日 平成30年4月1日

11 富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 手数料の改定

ア 介護保険法の規定に基づく介護医療院の許可に関する事務(新設)

(ア) 開設の許可に関する事務 63,000円

(イ) 変更の許可に関する事務 33,000円

(ウ) 開設の許可の更新に関する事務 33,000円

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の申請に対する審査(新設)

(ア) 認定の申請に対する審査 147,000円

(イ) 変更の申請に対する審査 134,000円

ウ 使用済自動車の再資源化等に関する法律の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査

「75,000円」 → 「67,000円」

エ 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡等の承認に関する事務(新設)

(ア) 譲渡及び譲受の承認に関する事務 120,000円

(イ) 法人の合併又は分割の承認に関する事務 120,000円

(ウ) 相続の承認に関する事務 120,000円

オ 準特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査

「530,000円」 → 「570,000円」

カ 特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査

(ア) 1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満  
「830,000円」 → 「880,000円」

(イ) 5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満  
「1,010,000円」 → 「1,070,000円」

(ウ) 10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満  
「1,120,000円」 → 「1,200,000円」

- (エ) 50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満  
「1,420,000円」 → 「1,520,000円」
- (オ) 100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満  
「1,660,000円」 → 「1,780,000円」
- (カ) 200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満  
「3,880,000円」 → 「4,070,000円」
- (キ) 300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満  
「5,100,000円」 → 「5,340,000円」
- (ク) 400,000キロリットル以上  
「6,290,000円」 → 「6,490,000円」

キ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査

- (ア) 1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満  
「1,130,000円」 → 「1,180,000円」
- (イ) 5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満  
「1,340,000円」 → 「1,410,000円」
- (ウ) 10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満  
「1,500,000円」 → 「1,580,000円」
- (エ) 50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満  
「1,830,000円」 → 「1,940,000円」
- (オ) 100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満  
「2,140,000円」 → 「2,260,000円」
- (カ) 200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満  
「4,350,000円」 → 「4,550,000円」
- (キ) 300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満  
「5,570,000円」 → 「5,820,000円」
- (ク) 400,000キロリットル以上  
「6,770,000円」 → 「7,070,000円」

ク 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査

- (ア) 400,000キロリットル未満  
「5,750,000円」 → 「5,930,000円」
- (イ) 400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満  
「7,250,000円」 → 「7,470,000円」
- (ウ) 500,000キロリットル以上

「10,700,000円」 → 「10,900,000円」

ケ 特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可に係る完成検査前検査  
基礎・地盤検査

- (ア) 1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満  
「410,000円」 → 「420,000円」
- (イ) 5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満  
「540,000円」 → 「560,000円」
- (ウ) 10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満  
「700,000円」 → 「730,000円」
- (エ) 50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満  
「920,000円」 → 「960,000円」
- (オ) 100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満  
「1,040,000円」 → 「1,090,000円」
- (カ) 200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満  
「1,600,000円」 → 「1,660,000円」
- (キ) 300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満  
「1,820,000円」 → 「1,900,000円」
- (ク) 400,000キロリットル以上  
「2,030,000円」 → 「2,120,000円」

溶接部検査

- (ア) 1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満  
「490,000円」 → 「530,000円」
- (イ) 5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満  
「630,000円」 → 「680,000円」
- (ウ) 10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満  
「990,000円」 → 「1,030,000円」
- (エ) 50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満  
「1,310,000円」 → 「1,410,000円」
- (オ) 100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満  
「1,720,000円」 → 「1,780,000円」
- (カ) 200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満  
「3,320,000円」 → 「3,430,000円」
- (キ) 300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満  
「4,060,000円」 → 「4,190,000円」
- (ク) 400,000キロリットル以上

「4,650,000円」 → 「4,800,000円」

コ 岩盤タンク検査

(ア) 400,000キロリットル未満

「9,100,000円」 → 「9,320,000円」

(イ) 400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満

「12,400,000円」 → 「12,600,000円」

(ウ) 500,000キロリットル以上

「17,000,000円」 → 「17,300,000円」

サ 特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査

(ア) 1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満

「310,000円」 → 「320,000円」

(イ) 5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満

「430,000円」 → 「460,000円」

(ウ) 10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満

「720,000円」 → 「750,000円」

(エ) 50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満

「960,000円」 → 「1,020,000円」

(オ) 100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満

「1,210,000円」 → 「1,300,000円」

(カ) 200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満

「2,950,000円」 → 「3,150,000円」

(キ) 300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満

「3,620,000円」 → 「3,870,000円」

(ク) 400,000キロリットル以上

「4,170,000円」 → 「4,460,000円」

シ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査

(ア) 1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満

「2,660,000円」 → 「2,690,000円」

(イ) 400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満

「3,190,000円」 → 「3,230,000円」

(ウ) 500,000キロリットル以上

「4,790,000円」 → 「4,830,000円」

(2) 指定介護療養型医療施設の指定更新事務手数料に係る特例の延長  
「平成30年3月31日まで」 → 「平成36年3月31日まで」

(3) 都市計画法の改正において用途地域として新設された田園住居地域について、建築基準法においても同様の改正が行われたことから、当該用途地域における建築等の許可の手数料の区分を改正する。

(4) 施行期日 平成30年4月1日

## 12 富山市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 保険料率の適用期間の改正

「平成27年度から平成29年度まで」

↓

「平成30年度から平成32年度まで」

(2) 保険料率の判定基準に用いる合計所得金額の改正

長期譲渡所得又は短期譲渡所得がある場合には、合計所得金額から長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を保険料率の判定基準に用いる。

(3) 質問調査権の対象範囲の拡大

「被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者」

↓

「被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者」

(4) 関係法令

ア 法律 介護保険法（平成9年法律第123号）

(5) 施行期日 平成30年4月1日

## 13 富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 共生型居宅サービスに関する基準の新設

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護における共生型居宅サービス

に関する基準を追加する。

(2) 指定訪問介護事業所のサービス提供管理者の責務の追加

サービス提供管理者は、居宅介護支援事業者等に対し、把握した利用者の服薬状況や、口腔機能等に係る必要な情報を提供することとする。

(3) 指定訪問介護事業者の不当な働きかけの禁止

指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成等に関し、介護支援専門員又は被保険者に対して、必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならないこととする。

(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(5) 指定福祉用具貸与の提供に当たっての義務付けの改正

ア 貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明することとする。

イ 同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供することとする。

(6) 設備に関する特例の追加

病院又は診療所の開設者が、平成36年3月31日までの間に転換（介護医療院その他の施設の用に供することをいう。）を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の施設を利用することにより、浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

(7) その他規定の整備

(8) 関係法令

ア 省令 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）

(9) 施行期日 平成30年4月1日。ただし、(5)アは平成30年10月1日

14 富山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 共生型地域密着型サービスに関する基準の新設

地域密着型通所介護における共生型地域密着型サービスに関する基準を追加する。

(2) 介護・医療連携推進会議の開催頻度の改正

「3箇月に1回以上」 → 「6箇月に1回以上」

(3) 指定療養通所介護事業所の利用定員の改正

「9人以下」 → 「18人以下」

(4) 指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者、指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(5) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に生活介護の提供を行っているとときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならないこととする。

(6) 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員の上限の改正

「1日当たり3人以下」

↓

「1日当たり3人以下（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においては、ユニットごとに当該施設の入居者の数と通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数）」

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員の上限の改正

「29人以下」

↓

「29人（規則で定める事業所にあつては、18人）以下」

(8) 設備に関する特例の追加

病院又は診療所の開設者が、平成36年3月31日までの間に転換（介護医療院その他の施設の用に供することをいう。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の施設を利用することにより、浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

(9) その他規定の整備

(10) 関係法令

ア 省令 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）

(11) 施行期日 平成30年4月1日

15 富山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 基本方針の改正

指定居宅介護支援事業者が連携に努めなければならない対象に、指定特定相談支援事業者を追加する。

(2) 内容及び手続の説明及び同意に関する改正

ア 複数の事業者等の紹介等の義務付け

指定居宅介護支援事業者は、支援の提供の開始に際しては、利用者に対して、あらかじめ、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて説明を行い、理解を得なければならないこととする。

イ 入院時に介護支援専門員の氏名等を伝える旨の求めの義務付け

指定居宅介護支援事業者は、支援の提供の開始に際しては、利用者に対して、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者が入院する必要が生じた場合には、利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院する病院等に伝えるよう求めることとする。

(3) 具体的取扱方針の改正

ア 末期の悪性腫瘍の利用者に対するケアマネジメントの簡素化

末期の悪性腫瘍の利用者については、主治医等の助言を得ることを前提として、サービス担当者会議の召集を不要とすることにより、ケアマネジメントプロセスを簡素化する。

イ 介護支援専門員から主治医等への利用者の服薬状況等の情報提供の義務付け

介護支援専門員は、主治医等に対して指定居宅サービス事業者等から伝達された利用者の服薬状況や、口腔機能等に係る必要な情報を提供することとする。

ウ 訪問介護回数が基準以上の場合における理由及び計画の届出の義務付け

居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合、介護支援専門員は、当該計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該計画を市町村に届け出ることとする。

エ 医療サービスの利用に係る主治医等への居宅サービス計画の交付の義務付け

利用者が医療サービスを希望する場合に主治医等に意見を求めることとしているが、この主治医等に対して居宅サービス計画を交付することとする。

(4) その他規定の整備

(5) 関係法令

ア 省令 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）

(6) 施行期日 平成30年4月1日。ただし、(3)ウは平成30年10月1日

16 富山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(2) 指定介護老人福祉施設は、現にサービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならないこととする。

(3) 関係法令

ア 省令 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）

(4) 施行期日 平成30年4月1日

17 富山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(2) 附則の適用期間の改正

「平成30年3月31日まで」 → 「平成36年3月31日まで」

(3) 関係法令

ア 省令 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）

(4) 施行期日 平成30年4月1日

18 富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 共生型介護予防サービスに関する基準の新設

介護予防短期入所生活介護における共生型介護予防サービスに関する基準を追加する。

(2) 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う事業所に置かなければならない従業者に医師を追加

(3) 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正

化を図るため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(4) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっての義務付けの改正

ア 貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明することとする。

イ 同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供することとする。

(5) 設備に関する特例の追加

病院又は診療所の開設者が、平成36年3月31日までの間に転換（介護医療院その他の施設の用に供することをいう。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の施設を利用することにより、浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

(6) その他規定の整備

(7) 関係法令

ア 省令 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）

(8) 施行期日 平成30年4月1日。ただし、(4)アは平成30年10月1日

19 富山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(2) 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員の改正  
「1日当たり3人以下」

↓

「1日当たり3人以下（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においては、ユニットごとに当該施設の入居者の数と通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数）」

(3) その他規定の整備

(4) 関係法令

ア 省令 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）

(5) 施行期日 平成30年4月1日

20 富山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 基本方針の改正

指定介護予防支援事業者が連携に努めなければならない対象に、指定特定相談支援事業者を追加する。

(2) 内容及び手続の説明及び同意に関する改正

ア 複数の事業者等の紹介等の義務付け

指定介護予防支援事業者は、支援の提供の開始に際しては、利用者に対して、あらかじめ、複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて説明を行い、理解を得なければならないこととする。

イ 入院時に担当職員の氏名等を伝える旨の求めの義務付け

指定介護予防支援事業者は、支援の提供の開始に際しては、利用者に対して、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者が入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を入院する病院等に伝えるよう求めることとする。

(3) 具体的取扱方針の改正

ア 保健師等から主治医等への利用者の服薬状況等の情報提供の義務付

け

保健師等は、主治医等に対して、指定介護予防サービス事業者等から提供された利用者の服薬状況や、口腔機能等に係る必要な情報を提供することとする。

イ 医療サービスの利用に係る主治医等への介護予防サービス計画の交付の義務付け

利用者が医療サービスを希望する場合に主治医等に意見を求めることとしているが、この主治医等に対して介護予防サービス計画を交付することとする。

(4) 関係法令

ア 省令 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）

(5) 施行期日 平成30年4月1日

21 富山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(2) 関係法令

ア 省令 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）

(3) 施行期日 平成30年4月1日

22 富山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例制定の件

(1) 趣旨

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医療管理が必要な重介護者の受入れ」等の機能と「生活施設

」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として、介護医療院が介護保険法の改正により、創設された。

その人員、施設、運営等の基準について、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の制定に伴い、条例を制定するもの。

(2) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準については、次に掲げるものを除き、省令の基準どおりとする。

ア 記録の保存年限

省令	条例
2年保存	5年保存

(3) 関係法令

ア 省令 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）

(4) 施行期日 平成30年4月1日

## 23 富山市国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 基金を処分することができる場合の例示の削除

国民健康保険法の改正に伴い、保険給付に要する費用（出産育児一時金等を除く）の全額が都道府県から市町村に支払われることとなったことから、基金を処分することができる場合として規定している「国民健康保険の保険給付に要する費用の不足等」の部分を削除する。

(2) 施行期日 平成30年4月1日

## 24 富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 保険給付に要する費用（出産育児一時金等を除く）の全額が県負担となったこと等法改正に伴う所要の改正

(2) 保険料の賦課限度額の改定

「540,000円」 → 「580,000円」

(3) 軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額の改定

ア 5割軽減

「270,000円」 → 「275,000円」

イ 2割軽減

「490,000円」 → 「500,000円」

(4) 個人番号を利用した申請事務の届出に係る所要の改正

(5) 施行期日 平成30年4月1日

25 富山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 後期高齢者医療制度加入時の住所地特例の見直しに伴う改正

(2) 関係法令

ア 法律 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

(3) 施行期日 平成30年4月1日

26 富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 支給認定証の任意交付化に伴い、保護者が支給認定証の交付を受けていない場合には、施設は、当該保護者に対してなされた通知をもって支給認定の有無、区分、保育必要量等を確認することとする。

(2) 引用法令の改正

(3) 関係法令

ア 法律 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)

イ 省令 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)

(4) 施行期日 平成30年4月1日

27 富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 利用者負担額の改正

第3階層(※) 「月額9,400円」 → 「月額5,400円」

※ 市町村民税の所得割課税世帯で、その所得割の額が77,101円未

満の世帯

(2) 施行期日 平成30年4月1日

28 富山市保育所条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 民営化に伴う石金保育所の廃止

(2) 施行期日 平成30年4月1日

29 富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定の件

(1) スポーツ施設の追加

ア 名称及び位置

名 称	位 置
富山市婦中パークゴルフ場	富山市婦中町羽根1068番地8

イ 供用日時

供 用 日	供用時間
4月1日から11月30日 までの日。ただし、火曜日 (この日が休日に当たると きは、その翌日)を除く。	午前9時から午後5時まで

ウ 使用料

無料

(2) 附則で富山市婦中パークゴルフ広場条例の廃止

(3) 施行期日 平成30年4月1日

30 富山市土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 特別徴収金の徴収に関する規定の追加

ア 国営又は県営の土地改良事業において、所有者等が次の行為を行った場合に、特別徴収金を徴収する。

(ア) 土地改良事業計画において予定する用途以外の用途に供するため  
所有権の移転等を行うこと

(イ) 自ら土地改良事業計画において予定する用途以外の用途に供すること

イ 県営の土地改良事業のうち、農地中間管理機構が農地中間管理権を有する事業において、所有者等が土地改良事業計画において予定する用途以外の用途に供するため所有権の移転等を行った場合や、当該中間管理権に関する契約を解除した場合等に、特別徴収金を徴収する。

(2) 分担金等の徴収に関する規定の改正

国営土地改良事業において、市長が必要と認めるものについて分担金等を徴収する。

(3) その他規定の整備

(4) 関係法令

ア 法律 土地改良法（昭和24年法律第195号）

(5) 施行期日 平成30年4月1日

### 31 富山市コミュニティバス条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 回数券及び1日券の追加

種別		単位	金額（円）
回数券	100円券	11枚つづり	1,000
	200円券	11枚つづり	2,000
1日券			370

(2) 施行期日 平成30年4月1日

### 32 富山市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 公園施設に関する制限の追加

都市公園の敷地面積に対する当該都市公園の運動施設の敷地面積の割合の上限を、100分の50とする。

(2) 引用条文の改正

(3) 関係法令

- ア 法律 都市公園法（昭和31年法律第79号）
- イ 政令 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）

(4) 施行期日 平成30年4月1日

33 富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 公共下水道事業の予定処理区域面積等の改正

ア 予定処理区域面積

「10,826.0ヘクタール」

↓

「10,908.1ヘクタール」

イ 計画処理人口 「394,070人」 → 「389,820人」

ウ 1日最大処理水量

「266,941立方メートル」 → 「266,244立方メートル」

(2) 施行期日 平成30年4月1日

34 富山市消防団条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 非常勤の消防団員に対する報酬額の規定の追加

ア 職務報酬

階 級	額
団長及び副団長（方面団長の職に限る。）	年額 95,000円
副団長（方面団長の職を除く。）	年額 69,000円
分団長	年額 54,000円
副分団長	年額 44,000円
部長	年額 33,000円
班長	年額 28,000円
団員	年額 22,000円

イ 技術報酬

アのほか、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプその他の消防機器の操作等の任務に従事する団員には、年額15,000円の技術報酬を支給する。

(2) 非常勤の消防団員に対する費用弁償の額の規定の追加

ア 出場手当

団員がサービスした場合は、サービス1回につき1,900円の出場手当を支給する。

イ その他の費用弁償

アのほか、団員が公務により旅行するときは、富山市旅費支給条例に規定する職員の旅費に相当する額を費用弁償として支給する。

(3) その他規定の整備

(4) 施行期日 平成30年4月1日

35 富山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 扶養親族加算額の改正

区 分		改正前			改正後
		加算額	配偶者が ない場合の 加算額(※1)	配偶者及び扶養 親族に係る子 がない場合の 加算額(※1)	
第1号	配偶者	333円	—	—	217円
第2号	子(※2)	267円	333円	—	333円
第3号 ～第6 号	孫、弟妹、 父母、祖父 母等(※3 )	217円	—	300円	217円

※1 扶養親族のうち1人に限る。

※2 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

※3 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫・弟妹及び60歳以上の父母・祖父母並びに重度心身障害者

(2) 施行期日 平成30年4月1日

## C その他の議決案件（3件）

1 富山地区広域圏事務組合規約の変更に関する件

2 財産の無償譲渡の件

(1) 石金保育所を社会福祉法人わかば福祉会へ譲渡するもの。

ア 場所 富山市石金三丁目2番37号

イ 構造 鉄筋コンクリート造2階建一部鉄骨造

ウ 床面積 1,744.07㎡

3 市道路線の認定及び廃止の件

## <その他>

## D 追加提出（6件）

1 契約案件（1件）

(1) 包括外部監査契約締結の件

2 人事案件（5件）

(1) 富山市教育委員会の委員の任命に関し同意を求める件

(2) 富山市監査委員の選任に関し同意を求める件

(3) 富山市農業委員会の委員の任命に関し同意を求める件

(4) 富山市固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求める件

(5) 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求める件

平成30年度 富山市予算案 会計別構成

(単位：千円、%)

区 分 会 計 名	平成30年度		平成29年度		対前年度比較		
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A/B	
一般会計	156,803,824	46.8	154,439,079	45.0	2,364,745	101.5	
特別会計	1 公債管理特別会計	30,946,799	9.2	30,673,644	8.9	273,155	100.9
	2 駐車場事業特別会計	398,461	0.1	415,792	0.1	▲ 17,331	95.8
	3 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	38,260	0.0	35,704	0.0	2,556	107.2
	4 後期高齢者医療事業特別会計	10,219,830	3.1	10,353,291	3.0	▲ 133,461	98.7
	5 まちなか診療所事業特別会計	124,924	0.0	121,753	0.0	3,171	102.6
	6 介護保険事業特別会計	40,405,858	12.1	41,604,979	12.1	▲ 1,199,121	97.1
	7 国民健康保険事業特別会計	34,942,274	10.4	43,342,612	12.6	▲ 8,400,338	80.6
	8 企業団地造成事業特別会計	1,886,804	0.6	2,331,559	0.7	▲ 444,755	80.9
	9 白樺ハイツ事業特別会計	69,673	0.0	67,092	0.0	2,581	103.8
	10 牛岳温泉健康センター事業特別会計	47,966	0.0	69,296	0.0	▲ 21,330	69.2
	11 牛岳温泉スキー場事業特別会計	223,220	0.1	189,049	0.1	34,171	118.1
	12 競輪事業特別会計	11,668,843	3.5	12,651,414	3.7	▲ 982,571	92.2
	13 農業集落排水事業特別会計	1,371,936	0.4	1,352,667	0.4	19,269	101.4
	14 公設地方卸売市場事業特別会計	317,872	0.1	227,694	0.1	90,178	139.6
	15 軌道整備事業特別会計	19,023	0.0	21,629	0.0	▲ 2,606	88.0
	16 賃貸住宅・店舗事業特別会計	145,347	0.0	180,787	0.1	▲ 35,440	80.4
特別会計 小計	132,827,090	39.6	143,638,962	41.8	▲ 10,811,872	92.5	
企業会計	17 水道事業会計	9,700,268	2.9	9,717,221	2.8	▲ 16,953	99.8
	18 工業用水道事業会計	572,592	0.2	374,324	0.1	198,268	153.0
	19 公共下水道事業会計	21,375,447	6.3	22,244,895	6.5	▲ 869,448	96.1
	20 病院事業会計	14,098,660	4.2	13,104,112	3.8	994,548	107.6
企業会計 小計	45,746,967	13.6	45,440,552	13.2	306,415	100.7	
合 計	335,377,881	100.0	343,518,593	100.0	▲ 8,140,712	97.6	

# 平成30年度 一般会計予算案 歳入 款別構成

(歳入)

(単位：千円、%)

区 分  款	平成30年度		平成29年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A / B
1 市税	72,774,450	46.4	72,826,196	47.2	▲ 51,746	99.9
2 地方譲与税	1,409,000	0.9	1,340,000	0.9	69,000	105.1
3 利子割交付金	107,000	0.1	52,000	0.0	55,000	205.8
4 配当割交付金	435,000	0.3	435,000	0.3	0	100.0
5 株式等譲渡所得割交付金	361,000	0.2	226,000	0.1	135,000	159.7
6 地方消費税交付金	8,270,000	5.3	7,958,000	5.2	312,000	103.9
7 ゴルフ場利用税交付金	71,000	0.0	71,000	0.0	0	100.0
8 自動車取得税交付金	344,000	0.2	325,000	0.2	19,000	105.8
9 地方特例交付金	260,000	0.2	230,000	0.1	30,000	113.0
10 地方交付税	16,900,000	10.8	16,600,000	10.7	300,000	101.8
11 交通安全対策特別交付金	80,000	0.1	80,000	0.1	0	100.0
12 分担金及び負担金	154,601	0.1	199,151	0.1	▲ 44,550	77.6
13 使用料及び手数料	3,389,302	2.1	3,412,461	2.2	▲ 23,159	99.3
14 国庫支出金	20,622,263	13.1	18,800,327	12.2	1,821,936	109.7
15 県支出金	10,511,003	6.7	10,912,164	7.1	▲ 401,161	96.3
16 財産収入	327,397	0.2	391,269	0.3	▲ 63,872	83.7
17 寄附金	102,640	0.1			102,640	皆増
18 繰入金	2,016,685	1.3	2,103,637	1.4	▲ 86,952	95.9
19 諸収入	2,750,383	1.7	3,155,374	2.0	▲ 404,991	87.2
20 市債	15,918,100	10.2	15,321,500	9.9	596,600	103.9
合 計	156,803,824	100.0	154,439,079	100.0	2,364,745	101.5

## 平成30年度 市税等の一般財源案

(単位：千円、%)

款 項	区 分	平成30年度	平成29年度	対前年度比較	
		予算案 A	予算額 B	A - B	A / B
1	市税	72,774,450	72,826,196	▲ 51,746	99.9
	(1) 市民税	31,275,450	31,510,196	▲ 234,746	99.3
	ア 個人	23,951,450	23,675,196	276,254	101.2
	イ 法人	7,324,000	7,835,000	▲ 511,000	93.5
	(2) 固定資産税	30,307,000	30,056,000	251,000	100.8
	(3) 軽自動車税	1,053,000	1,014,000	39,000	103.8
	(4) 市たばこ税	2,580,000	2,729,000	▲ 149,000	94.5
	(5) 入湯税	101,000	98,000	3,000	103.1
	(6) 事業所税	3,531,000	3,492,000	39,000	101.1
	(7) 都市計画税	3,927,000	3,927,000	0	100.0
2	地方譲与税	1,409,000	1,340,000	69,000	105.1
	(1) 地方揮発油譲与税	371,000	382,000	▲ 11,000	97.1
	(2) 自動車重量譲与税	1,013,000	934,000	79,000	108.5
	(3) 特別とん譲与税	2,000	2,000	0	100.0
	(4) 航空機燃料譲与税	23,000	22,000	1,000	104.5
3	利子割交付金	107,000	52,000	55,000	205.8
4	配当割交付金	435,000	435,000	0	100.0
5	株式等譲渡所得割交付金	361,000	226,000	135,000	159.7
6	地方消費税交付金	8,270,000	7,958,000	312,000	103.9
7	ゴルフ場利用税交付金	71,000	71,000	0	100.0
8	自動車取得税交付金	344,000	325,000	19,000	105.8
9	地方特例交付金	260,000	230,000	30,000	113.0
10	地方交付税	16,900,000	16,600,000	300,000	101.8
	(1) 普通交付税	15,100,000	14,800,000	300,000	102.0
	(2) 特別交付税	1,800,000	1,800,000	0	100.0
11	臨時財政対策債	6,400,000	7,000,000	▲ 600,000	91.4
12	競輪事業収入	70,000	70,000	0	100.0
13	その他	731,603	1,010,704	▲ 279,101	72.4
	合 計	108,133,053	108,143,900	▲ 10,847	100.0

## 平成30年度 一般会計予算案 歳出 目的（款）別構成

（歳出）

（単位：千円、％）

款	平成30年度		平成29年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A / B
1 議会費	804,644	0.5	773,343	0.5	31,301	104.0
2 総務費	16,204,545	10.3	16,322,750	10.6	▲118,205	99.3
3 民生費	57,008,178	36.4	55,984,884	36.2	1,023,294	101.8
4 衛生費	8,989,868	5.7	10,001,615	6.5	▲1,011,747	89.9
5 労働費	559,776	0.4	732,871	0.5	▲173,095	76.4
6 農林水産業費	4,311,496	2.8	4,110,588	2.7	200,908	104.9
7 商工費	3,731,601	2.4	4,371,170	2.8	▲639,569	85.4
8 土木費	25,934,771	16.5	22,325,213	14.5	3,609,558	116.2
9 消防費	4,565,969	2.9	4,822,432	3.1	▲256,463	94.7
10 教育費	12,124,157	7.7	11,640,918	7.5	483,239	104.2
11 災害復旧費	20,500	0.0	20,500	0.0	0	100.0
12 公債費	22,448,319	14.3	23,232,795	15.0	▲784,476	96.6
13 予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	100.0
合計	156,803,824	100.0	154,439,079	100.0	2,364,745	101.5

## (参考) 組織改正に伴う組替後との比較

## 平成30年度 一般会計予算案 歳出 目的(款)別構成

(歳出)

(単位：千円、%)

款	平成30年度		平成29年度		対前年度比較	
	区分 予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A / B
1 議会費	804,644	0.5	773,343	0.5	31,301	104.0
2 総務費	16,204,545	10.3	16,322,750	10.6	▲118,205	99.3
3 民生費	57,008,178	36.4	56,677,919	36.6	330,259	100.6
4 衛生費	8,989,868	5.7	10,001,615	6.5	▲1,011,747	89.9
5 労働費	559,776	0.4	732,871	0.5	▲173,095	76.4
6 農林水産業費	4,311,496	2.8	4,110,588	2.7	200,908	104.9
7 商工費	3,731,601	2.4	4,371,170	2.8	▲639,569	85.4
8 土木費	25,934,771	16.5	22,325,213	14.5	3,609,558	116.2
9 消防費	4,565,969	2.9	4,822,432	3.1	▲256,463	94.7
10 教育費	12,124,157	7.7	10,947,883	7.1	1,176,274	110.7
11 災害復旧費	20,500	0.0	20,500	0.0	0	100.0
12 公債費	22,448,319	14.3	23,232,795	15.0	▲784,476	96.6
13 予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	100.0
合計	156,803,824	100.0	154,439,079	100.0	2,364,745	101.5

# 平成30年度 一般会計予算案 性質別構成

(単位：千円、%)

区 分 性 質	平成30年度		平成29年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A/B
1 人件費	24,283,956	15.4	24,696,441	16.0	▲412,485	98.3
2 扶助費	31,595,516	20.1	30,465,373	19.7	1,130,143	103.7
3 公債費	22,448,319	14.3	23,232,795	15.0	▲784,476	96.6
義務的経費 小計	78,327,791	49.8	78,394,609	50.7	▲66,818	99.9
4 普通建設事業費	17,702,855	11.3	15,042,421	9.7	2,660,434	117.7
(1) 補助事業費	9,227,164	5.9	6,994,249	4.5	2,232,915	131.9
(2) 単独事業費	7,370,014	4.7	6,807,258	4.4	562,756	108.3
(3) 県営事業負担金	1,105,677	0.7	1,240,914	0.8	▲135,237	89.1
5 災害復旧事業費	20,500	0.0	20,500	0.0	0	100.0
投資的経費 小計	17,723,355	11.3	15,062,921	9.7	2,660,434	117.7
6 物件費	22,678,499	14.5	21,507,558	13.9	1,170,941	105.4
7 維持補修費	1,754,128	1.1	1,686,831	1.1	67,297	104.0
8 補助費等	17,402,959	11.1	17,950,629	11.7	▲547,670	96.9
(1) 負担金寄附金	7,979,236	5.1	8,462,879	5.5	▲483,643	94.3
(2) 補助交付金	8,473,703	5.4	8,490,913	5.5	▲17,210	99.8
(3) その他	950,020	0.6	996,837	0.7	▲46,817	95.3
9 積立金	119,297	0.1	19,187	0.0	100,110	621.8
10 投資及び出資金	1,972,685	1.3	1,988,303	1.3	▲15,618	99.2
11 貸付金	959,618	0.6	1,269,153	0.8	▲309,535	75.6
12 繰出金	15,765,492	10.1	16,459,888	10.7	▲694,396	95.8
13 予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	100.0
合 計	156,803,824	100.0	154,439,079	100.0	2,364,745	101.5